

厚生年金の経過的加算 要点簡単まとめ (図解で分かりやすく)



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

経過的加算 要点簡単まとめ

経過的加算とは？

目的

20歳以上60歳未満の期間が480月（40年）に満たない人が、65歳から老齢基礎年金を満額受給できない場合、その不足分を補うために老齢厚生年金に加算されるものです。

背景

厚生年金の加入期間が長いほど、老齢基礎年金の受給額が少なくなるケースがあったため（定額部分の減少）、その差額を補填するために設けられました。

どんな時に加算される？

65歳到達時

老齢基礎年金の受給資格がある人が、65歳になったときに、以下の条件を満たす場合に加算されます。

- ・ 厚生年金の被保険者期間が240月（20年）以上ある。
- ・ 20歳以上60歳未満の期間が480月（40年）に満たない。

加算額は？



計算式

経過的加算額

=

定額部分に相当する額

－

厚生年金保険に加入していた期間について受け取れる老齢基礎年金の額

- 簡単に言うと、「本来もらえるはずだった定額部分」と「実際に支給される老齢基礎年金相当額」の差額です。
- 定額部分に相当する額は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分として計算される金額です。定額部分の単価 × 厚生年金保険加入月数（上限480ヶ月）という式で求められます。定額部分の単価は、年度によって変動します。例えば、令和6年度は1,701円です。人事労務担当者は、最新の日本年金機構の発表などを確認し、正確な単価を把握しておく必要があります。また、昭和31年4月1日以前に生まれた方については、異なる単価（例：1,696円）が適用される点にも注意が必要です。
- 厚生年金保険に加入していた期間について受け取れる老齢基礎年金の額は、（その年度の老齢基礎年金満額） × （20歳以上60歳未満の厚生年金保険加入月数 ÷ 480） 1 という計算式で求められます。老齢基礎年金の満額も年度によって異なり、例えば令和6年度も816,000円です。



POINT!

自動的に計算・加算

受給者側で特別な手続きは必要ありません。

65歳以降

経過的加算は、65歳からの老齢厚生年金に加算されるもので、繰り上げ・繰り下げ受給には影響を受けます。（繰り上げると減額、繰り下げると増額）

生年月日

生年月日によって計算に用いる率（定額部分の単価に乘じる率）が異なり、加算額に影響します。

定額部分の金額や、加入月数によって加算額は変動します。

